# 海外療養費制度

(国民健康保険法の改正により2001年1月1日から)

国保に加入されている方が、海外渡航中に病気やけがでやむをえず治療を受けた場合、日本国内と同じ様に保険給付が受けられるようになりました。その医療費はいったん全額自己負担し、帰国後、必要書類を提出して認められると、療養費の支給として、国内での保険給付相当分の払い戻しを受けることが出来ます。

## 【支給される範囲】

① 日本での保険適用分 (緊急な場合での受診)

#### 【支給されない範囲】

- ① 保険のきかない診療、差額ベット代
- ② 治療目的に海外へ渡航し診療を受けた場合。人工授精などの不妊治療、心臓や肺などの臓器移植など。
- ③ その他 日本国内で保険適用となっていない医療行為。美容整形、インプラント、性転換手術など。

## 【申請窓口】

竹富町役場 健康づくり課 国保係 82-6191 ※ 請求期限 治療費を支払った日の翌日から起算して2年間



## 【申請及び支給までの手順】

- ① 国外に行く前に、役場窓口で「診療内容明細書」「領収明細書」の用紙を受け取り、国外に携帯して下さい。
- ② 海外で疾病にかかった場合、治療費の全額を医療機関に支払い領収書を受け取ります。 「診療内容明細書」「領収明細書」を医師に記入してもらい受け取ります。 なお、月をまたがって受診した場合1ヵ月単位の入院・外来別で作成してもらって下さい。
- ③ 帰国後、加入している市町村窓口へ「療養費支給申請書」と日本語の翻訳文を添付した「診療内容明細書」「領収明細書」を申請する。
- ④ 国保連合会で書類を審査し、保険診療の範囲内で支給額を決定します。
- ⑤ 国保連合会審査後、日本国内で同様の治療をした場合にかかる保険診療の範囲内で「標準額」を算定、 支給額を決定します。
- ⑥ 支給は、申請月から3~4ヵ月後に口座へお振込みいたします。

#### 【海外療養費請求申請に必要な書類】

- ① 療養費支給申請書(申請窓口で記載していただく書類です。)
- ② 診療内容明細書(診療内容等がわかる医師の証明書)と領収明細書の<u>日本語訳文。</u> (翻訳者の住所・氏名が記載され、押印されているもの。)
- ③ 海外の医療機関に全額治療費を支払った領収書。(原本)
- ④ パスポートもしくは、航空券その他海外に渡航した事実が確認できる書類の写し。
- ⑤ 海外の医療機関等に対して照会を行うことの同意書
- ⑥ 世帯主名義の銀行口座・世帯主の認印

